

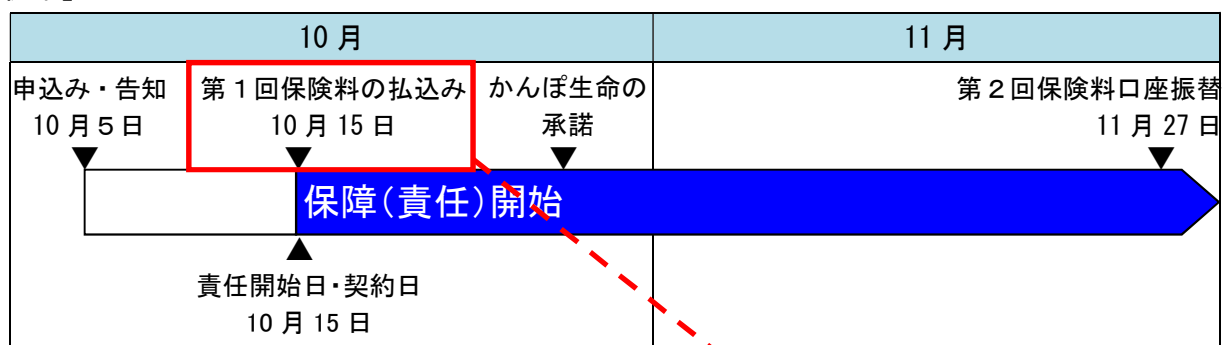
初回保険料後払制度

○ 制度概要

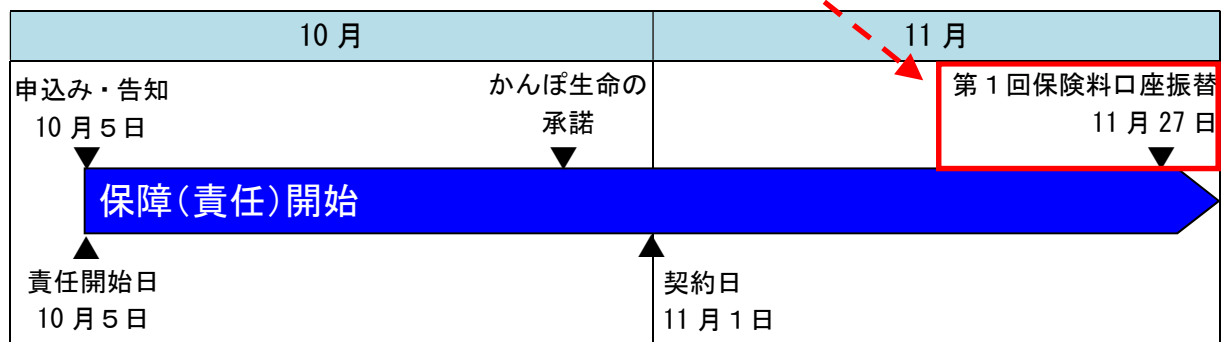
- ・ 保険契約上の保障（責任）開始は、現在は「申込み」、「健康状態の告知」及び「第 1 回保険料の払込み」の 3 つの要件をすべて満たす必要がありましたが、普通保険約款を改定し、今後は、「申込み」と「健康状態の告知」がそろった時点から保障（責任）を開始します。
- ・ 第 1 回保険料は、保険契約の成立後にお払い込みいただきます。
- ・ 保険期間や保険料払込期間の起算日となる契約日は、責任開始日の属する月の翌月 1 日となります。

イメージ

【従来】



【制度導入後】



○ 取扱開始日

2015 年 10 月 2 日（金）

※ 一部、初回保険料後払制度の対象とならない保険種類があります。